

## 只木ゼミ後期第6問検察反対尋問レジュメ

文責: 1班

1. 弁護側は、学説の検討B説で「不法原因給付物に対する返還請求を認めるべきではない。」  
5 としているが、覚醒剤の返還請求権は訴訟でその履行を請求できないだけであり、当事者間の任意でその履行をすることまでを禁止しているとまでは言えないと考えられる。そのことから、不法原因給付物であっても財産上の利益があると考えられるが、その点はどのように考えているか。

以上